

## 児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日: 令和3年3月9日

公表: 令和3年3月24日

事業所名: チャイルドウィッシュつしま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5		・適切なスペースを確保するように心がけている。	・比較的広いスペースは確保されている。
	2	職員の配置数は適切である	5		・子どもの人数に応じて配置している。	・現在の適切な配置人数である。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5			・生活空間は分かりやすく構造化されている。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	5			・日々清潔な環境を心がけている。また、引き続き子どもたちに合わせた空間を提供していきたい。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	5		・全職員で案を出し合い、対応している。	・日々の業務の中で気づいたところは、その都度MTにて改善に努めている。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	5			・毎年結果を公表している。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5			・チャイルドウィッシュつしまの通信にてURLをお知らせした。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	5			・第三者には外部評価を行っていない。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	5			・毎月研修は開催されており、確保されている。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	5			・適切に行われている。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5			・独自のアセスメントツールがある。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5			・具体的な支援内容は設定できている。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	5		・日々のMTでも確認している。	・児童発達支援計画に基づいて支援を行っている。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	5		・職員全員でMTを通じて意見などを出し合っている。	・職員全員で行っている。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5		・日々のMTで話し合い様々な提案を出し合っている。	・子どものやりたい遊びを尊重し、固定化されないように職員からも様々な遊びを提案している。
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	5			・個別・集団等の課題を組み合わせて計画を作成している。	

関係機関や保護者との連携	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5		・MTで1人1人ピックアップし支援内容を確認している。	・MT等を行い、支援内容等を確認している。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	5			・送迎終了後MTを行い、その日の支援内容や出来事を話し合い支援向上に努めている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	5			・支援記録等をその日のうちに記入している。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	5			・適切な時期に保護者様・関係機関に聞き取りを行い実施している。	
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5			・今までまだそのケースがないが今後そのケースがあれば会議に参画していきたい。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	5			・今後このような機会があれば行ってみたい。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				・現在該当者なし。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				・現在該当者なし。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5			・支援内容等の情報共有は行っていない為、今後行っていきたい。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5			・支援内容等の情報共有は行っていない為、今後行っていきたい。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5			・研修の機会があれば参加していきたい。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		5		・コロナ禍のため、交流が行えていないが機会があれば交流など行っていきたい。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5			・参加している。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	5			・連絡帳や送迎時にお伝えしている。	・連絡帳・送迎時・電話等でお伝えしていく。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	5				・今後も適切に対応していく。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	5			・一つ一つの項目ごとに質問等をお聞きしている。	・契約時に丁寧に説明を行っている。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	5				・丁寧に児童発達支援計画書を説明し同意を得ている。

保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5			・ご相談に対しては対応できている。よりよい助言ができるように努めていきたい。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	5			・コロナ禍のため行えていないが、日にちを分けて少人数性にて開催を行ってきたい。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	5			・引き続き対応していきたい。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	5		・活動内容を細かく記載している。	・通信によって活動内容を発信している。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	5			・鍵のかかる書庫、事務所にて保管している。書庫の鍵は常に施錠している。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5			・必要に応じて対応している。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		5		
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	5			・発生を想定した訓練については今後行っていきたい。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	5			・年に数回、訓練を行っている。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5			・確認はきちんと行っている。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	5			保護者からアレルギーの有無や服薬状況をお聞きし職員間で共有している。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	5		MT等で話し合っている。	・必要な場合にヒヤリハットを作成し職員間で共有している。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	5			・定期的に研修を受けることはできているため、今後も研修機会を確保していきたい。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	5			・契約時に重要事項説明により身体拘束について説明させて頂いている。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。